

# 健全で恵み豊かな 環境のために

宇都宮市環境基本条例について

平成14年8月

宇都宮市

# 私たちは「環境都市」の実現を目指します。

宇都宮市は恵まれた自然と古い歴史に支えられ、二荒の森を中心に栄えてきたまちです。

しかし、都市化の進展や生活様式の変化などに伴う身近な自然の減少や都市型公害・生活型公害の発生、廃棄物発生量の増大、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模での環境問題の広がりなどの問題が私たちの生活基盤を脅かすに至っています。

恵み豊かな環境を将来にわたって守り、育んでいくためには、私たち一人ひとりが日常生活のあり方を見直すとともに環境をより良くするための行動をおこすことが必要です。

このような考え方に基づき、「環境都市うつのみや」の実現を目指して『宇都宮市環境基本条例』を制定いたしました。

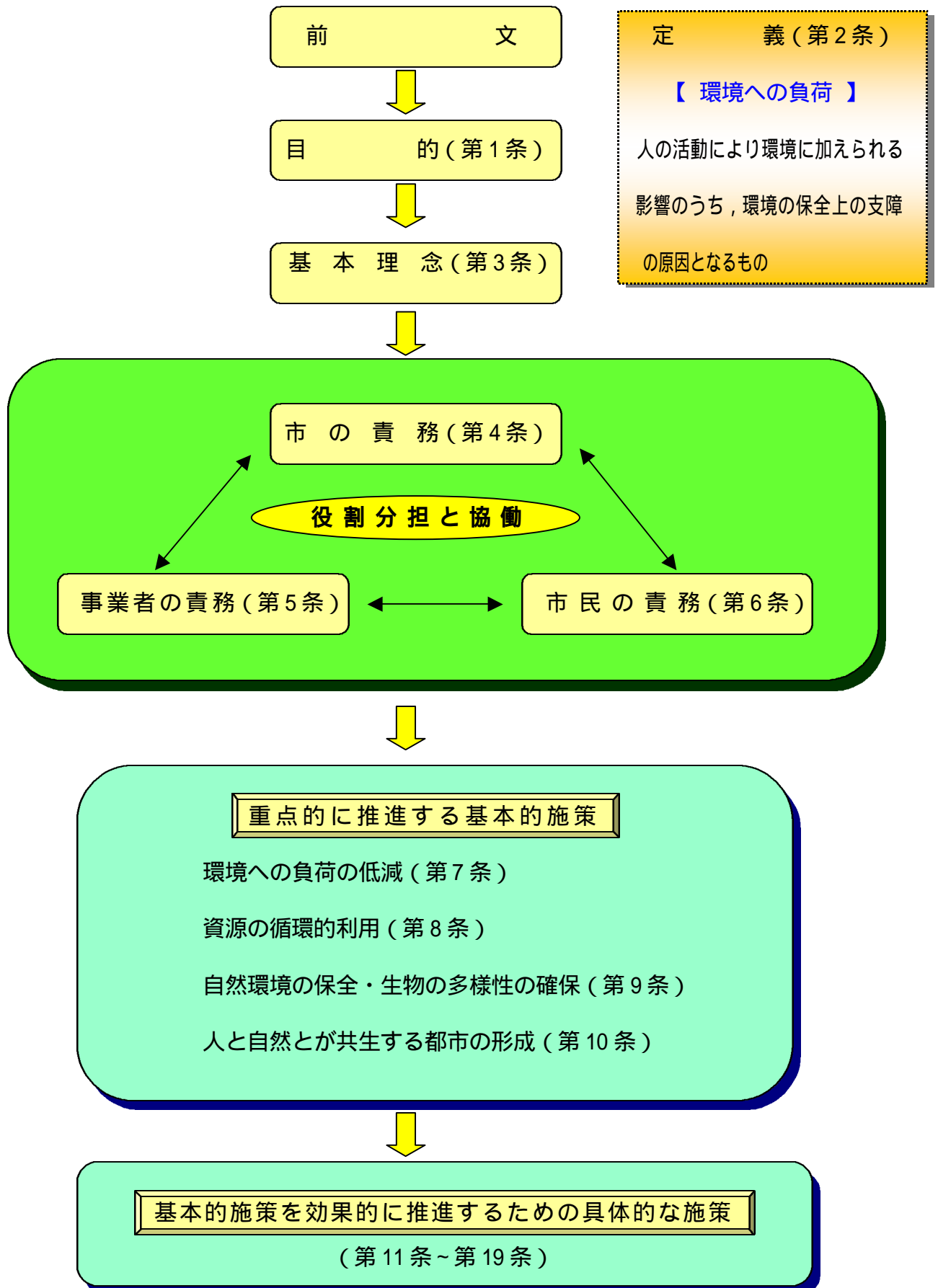
## なぜ、環境基本条例が必要なのでしょうか？

現在の環境問題は、従来の「生活環境」「緑化」「公害」に加え、「身近な自然の減少」や「廃棄物の量の増大」さらには「地球温暖化」といった問題にまで広がりをみせています。

こうした環境問題の変化に対応するには、事業活動や市民のライフスタイルを見直し、市、事業者、市民が一体となって環境の保全と創造に取り組まなければなりません。

そのためには、取り組みにむけての共通の理念やそれぞれの役割を明らかにしたうえで、新たな環境施策を積極的に行っていく必要があることから、市議会の議決に基づき環境基本条例を制定しました。

# 環境基本条例の組み立て



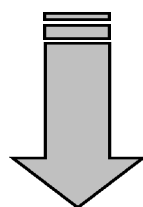
# 環境基本条例のあらまし

## 環境基本条例のめざすものは？

私たち一人ひとりがみんな健康で文化的な生活をおくれるよう、『きれいな空気や水』『心に安らぎを与えてくれる豊かな自然環境』などを確保し、さらにその恵み豊かな環境を将来の世代にわたって引き継いでいける『環境都市』の実現をめざします。

私たちの生活は環境から切り離しては考えられません。健康で文化的な生活をおくるためには、きれいな空気や水といった良い生活環境や水辺や緑など潤いや安らぎを得られる豊かな環境が存在していることが必要です。

環境は、自然の生態系の微妙なバランスの上に成り立っており、決して無限のものではありません。私たちはこの環境を守り、育み、将来の世代に引き継いでいくという責務も負っているのです。



そのために

**『環境都市』の実現を**

## どんな条例なの？

- ( 1 ) 宇都宮市の環境を守り，育むための考え方やそのために市・事業者・市民のみなさんが取り組まなければならないことを定めています。
- ( 2 ) これまでの『環境を守る』という発想に加え，人と自然とが共生できるまちづくりをめざし，『環境を<sup>はく</sup>育む』という考え方を取り入れています。
- ( 3 ) 市・事業者・市民のみなさんがお互いに協力し合いながら，自ら進んで，健全で恵み豊かな環境づくりに取り組んでいくことの大切さを定めています。
- ( 4 ) 事業活動などを行うにあたり，従来のように法令の規制基準を守るだけにとどまらず，自ら環境を守るための方針や目標を決め，積極的に取り組んでいく（これを『環境管理』といいます）ことの重要性を定めています。
- ( 5 ) 今や人類の生存にとって脅威となっている地球環境問題に対して，地域レベルでも対策に取り組み，貢献していくことを強く定めています。

### 「環境都市」とは・・・

社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減する。

限りある資源を循環できる社会を構築する。

自然環境を保全する。(生物の多様性の確保を含む。)

人と自然とが共生する都市を形成する。

以上の4つの目標を達成した環境にやさしいまちのことです。

# 市が行っていくこと

環境に関する総合的な施策を決めるのはもちろんのこと、市民のみなさんの模範となるよう、市が率先して環境への配慮や地域の緑化に取り組んでいきます。(第4条)

具体的には・・・

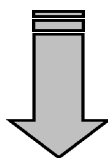
総合的かつ計画的な環境施策を策定し、実施していきます。

環境マネジメントシステムに基づく環境管理活動に積極的に取り組みます。

市自らが率先して地域緑化の推進に努めます。

さらに、「環境都市」の実現のため、環境基本条例では重点的に行っていくべき施策の柱として次の4つを掲げています。

(第7条～第10条)



## (1) 環境への負荷を減らす措置(第7条)

大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭によって、みなさんの健康や生活環境に悪い影響が出ることを防止します。

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素などの温室効果ガスの発生抑制をめざします。

## ( 2 ) 資源の有効利用のための措置 ( 第 8 条 )

ゴミの発生抑制・減量化 , リサイクルの推進を図っていきます。  
リサイクル品をはじめとする環境にやさしい製品の情報を提供するとともに , 市が率先してこれらの製品を使用していきます。  
( 例 : 再生古紙や低公害車など )

省資源・省エネルギーの促進や資源の利用効率を高めるシステムの導入推進など , 限られた資源・エネルギーの有効利用をさらに進めていきます。

地球温暖化の原因となる石油・ガスなどに代わる新たなエネルギーの活用促進を図っていきます。

## ( 3 ) 自然環境を守るための措置 ( 第 9 条 )

自然環境の実態をとらえるための基礎調査を定期的に行います。  
野生動植物の生存している雑木林や里山・河川などの保全や整備などを進めます。

## ( 4 ) 人と自然とがふれあうまちづくりのための措置 ( 第 10 条 )

公園などの自然とふれあえる施設を整備していきます。

自然とふれあう場や機会などについての情報を市民のみなさんに広くお知らせしていきます。

健全で恵み豊かな環境づくりには , そこで生活するすべての人の協力・連携が必要です。そこで , 条例では 市の施策に対する事業者や市民のみなさんの積極的な協力 についても定めています。( 第 5 条・第 6 条 )

## 事業者の方に求められること

公害の発生を防止するのはもちろんのこと，再生資源の積極的な利用から製品が廃棄物となった場合の配慮など，事業活動のすべての段階で環境にやさしい措置をとることが求められています。（第5条）

具体的には・・・

公害の防止や廃棄物，温室効果ガスの排出抑制に取り組む。

やむなく生じた廃棄物の適正な処理へ細心の注意を払う。

過剰包装をしないよう気をつける。

製造・加工・販売などの際には古紙などの再生資源を積極的に利用する。

ISO14001などの環境マネジメントシステムを積極的に導入し，環境への配慮を総合的に進める。

事業所内など身近なところの緑化を推進する。

など

環境に対して影響を与えるということについては，事業者も市民のみなさんも同じですが，環境に与える影響の大きさや環境のために行動できる力をより多く持っていることを考慮して，市民のみなさんとは違った役割が求められています。



## 市民のみなさんに求められること

自らのライフスタイルを見直し、環境にやさしい生活に努めるとともに、庭などに樹木や草花を植えたりすることで、一人ひとりが緑豊かなまちづくりに取り組んでいくことが求められています。(第6条)

具体的には・・・

テレビやピアノ・クーラー等の騒音を出さない。

ごみの自家焼却を行わない。

家庭から出るゴミの量を減らす工夫をする。

ゴミの分別収集を徹底する。

ノーマイカーデーに協力する。

自動車の空吹かしや急発進・急加速等を行わない。

電気・ガス・水道などのエネルギー資源の無駄づかいをしない。

生活排水による水質の悪化を防止するため、洗剤などの適正な使用を心がける。

むやみに生物の生息場所に入ったり、捕獲・採取したりしない。

庭など身のまわりの緑化に気を配る。

リサイクル活動やまちの美化活動、地域の緑地保全活動などへ積極的に参加する。

など

# 環境のための具体的な施策

## (1) 環境基本計画の策定(第11条)

宇都宮市の環境を守り，育むための考え方を示す基本的な計画の作成

## (2) 環境管理制度の推進(第12条)

環境を守るための方針や目標等の計画を定め，実行し，その状況を評価・検証する制度の導入促進

【例: 環境マネジメントシステム(I S O 14001)の認証取得の推進】

## (3) 環境影響評価の推進(第13条)

事業実施に先立ち，その事業が環境に及ぼす影響について事業者自らが調査・予測・評価する制度(環境アセスメント)の推進

## (4) 監視体制の整備(第14条)

環境の状況を把握し，守っていくための監視・測定・試験・検査等の体制の整備・充実

【例: 大気汚染の常時監視・光化学スモッグの観測など】

## **( 5 ) 環境教育・学習の推進(第 15 条)**

環境問題とは何か? 環境にやさしい生活とは? などに  
ついて正しく学ぶ場や機会の充実

【例: 身近な自然を利用した野外学習の実施など】

## **( 6 ) 環境関係の情報の提供(第 16 条)**

地域の緑化活動や再生資源の回収など自主活動の  
手助けになるような情報や環境の現状・問題を理解  
するために必要な情報を提供するシステムの構築

## **( 7 ) 施策の総合調整・効果的な推進(第 17 条)**

各種の施策を総合的・計画的に推進するための体制の整備

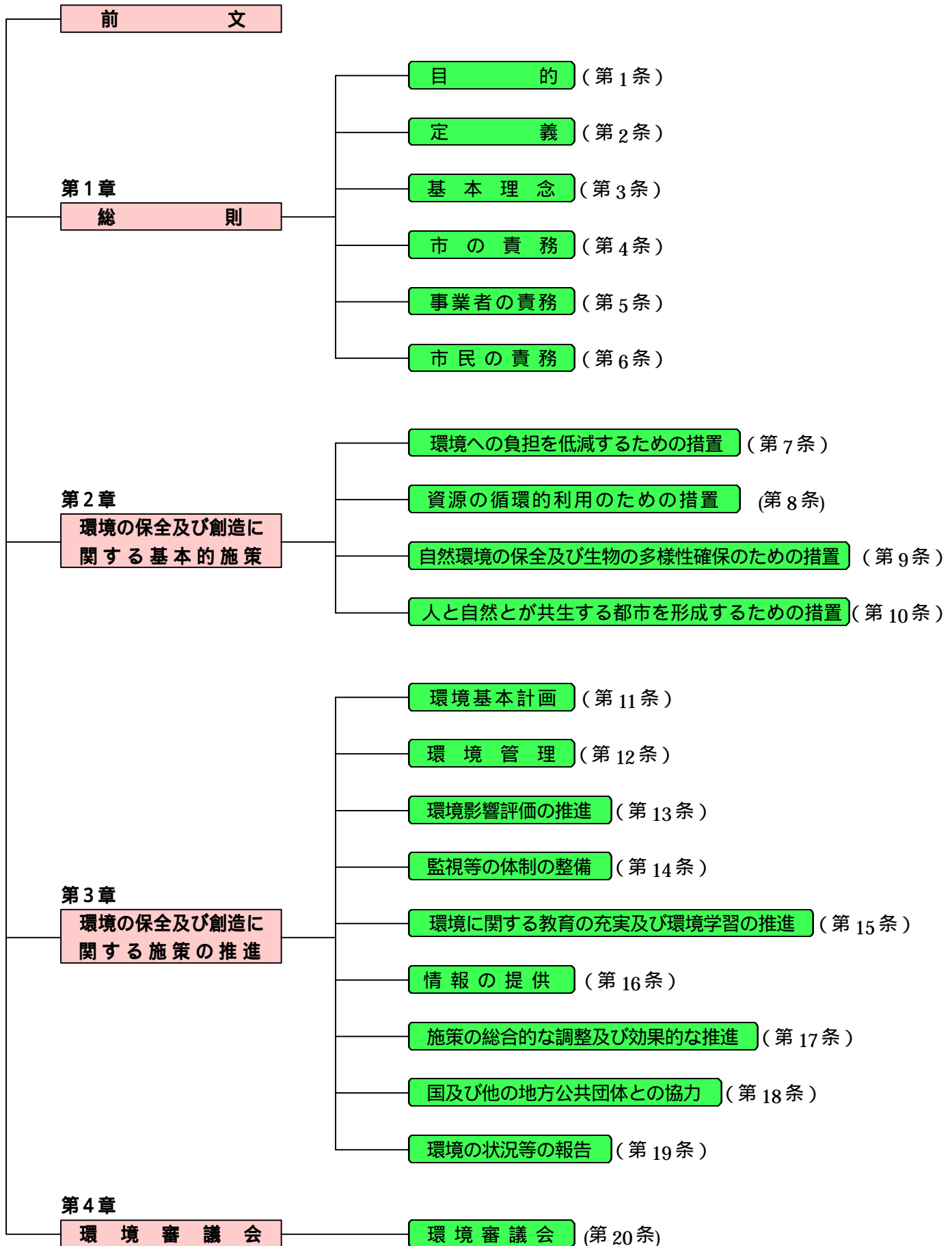
## **( 8 ) 国及び他の地方公共団体との協力(第 18 条)**

大気汚染や水質汚濁など広い範囲にわたる環境問題に  
対処するための国・県・他の市町村との緊密な協力

## **( 9 ) 環境状況報告書の作成(第 19 条)**

宇都宮市の環境の状況や市の取り組みの実施状況に関す  
る報告書を毎年作成し、広く公表

# 環境基本条例の構成



# 宇都宮市環境基本条例

## 前 文

宇都宮市は、遠く日光連山を望み、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部の広大な平野及び鬼怒川、田川、姿川の清流が織りなす自然の恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより、二荒の森を中心にして発展を遂げてきた。

しかし、今日、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、環境への負荷は高まり、都市型公害や生活型公害が顕在化している。また、人の活動により身近な自然が減少し、廃棄物の発生量の増大などが引き起こされ、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題が地球規模で広がりをみせ、人類を含むすべての生物の生存基盤そのものを脅かすに至っている。

こうした環境に関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムやそれを支えている私たちのライフスタイルに根ざしており、その解決のためには、一人ひとりが日常生活の在り方を見直すとともに、環境をより良くするための行動を自ら実践することが必要となっている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、等しく健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、人類の存続の基盤である環境を将来にわたって守り、育み、引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識の下、私たちは、「環境都市」の実現を目指し、この条例を制定する。

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この条例は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代にその環境を継承することができるよう環境の保全及び創造に関する基本的事項を定め、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

### (基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民による役割分担と相互協力の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を図るとともに、

自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成するよう適切に行わなければならない。

2 環境都市の実現に向けた前項の目標を推進するに当たっては、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、野生生物種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対し、その支障の原因となるおそれのあるものを取り除き、又は改善する措置を講ずる等の環境の保全に貢献することを基本として行わなければならない。

### (市の責務)

第 4 条 市は、環境の保全及び創造について、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、積極的に環境への負荷の低減及び地域の緑化の推進に努めるものとする。

### (事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動において、ばい煙、汚水その他排出物等を適正に処理し、これらによる公害の発生を防止するとともに、廃棄物及び温室効果ガスの排出を抑制するほか、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等を積極的に利用するとともに、利用した製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業を行う区域内に緑地を確保するとともに、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

4 事業者は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

### (市民の責務)

第 6 条 市民は、焼却煙及び騒音の発生の防止、廃棄物及び温室効果ガスの排出の抑制、資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

3 市民は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への負荷を低減するための措置)

第7条 市は、事業者による事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることを防止し、及び温室効果ガスの排出を抑制するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用のための措置)

第8条 市は、廃棄物の発生抑制、製品の再資源化並びに資源及びエネルギーの有効利用が図られるとともに、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう資源の循環的利用のために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全及び生物の多様性確保のための措置)

第9条 市は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、野生動植物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが共生する都市を形成するための措置)

第10条 市は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に位置づけられ、それぞれが相互に関わりあい、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう人と自然との共生が図られる都市の形成に必要な措置を講ずるものとする。

## 第3章 環境の保全及び創造に関する施策の推進

(環境基本計画)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宇都宮市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境管理)

第12条 市長は、第2章の施策を実施するに当たっては、環境への負荷を低減し、環境の保全及び創造に資するため、環境を管理する制度を用いるとともに、事業者その他の者がその制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育の充実及び環境学習の推進)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境に関する教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、市民及び事業者が行う地域の緑化、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

(施策の総合的な調整及び効果的な推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、環境の保全及び創造を図るための施策のうち、広域的な取り組みを必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境の状況等の報告)

第19条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした

報告書を作成し、公表するものとする。

#### 第 4 章 環 境 審 議 会

第 20 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 条）第 44 条の規定に基づき、宇都宮市環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 環境基本計画について、第 11 条第 3 項の規定に基づき意見を述べること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

3 環境審議会は、委員 20 人以内で組織する。

4 前 3 項で定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

（宇都宮市環境保全条例の廃止）

2 宇都宮市環境保全条例（昭和 55 年条例第 42 号）は、廃止する。

（宇都宮市附属機関に関する条例の一部改正）

3 宇都宮市附属機関に関する条例（昭和 42 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部宇都宮市環境審議会の項を削る。

（宇都宮市附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に改正前の宇都宮市附属機関に関する条例別表市長の部宇都宮市環境審議会の項の規定による宇都宮市環境審議会の委員であった者は、第 20 条第 3 項に規定する委員とみなす。

発行：宇都宮市 環境部 環境企画課

〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL：028-632-2403

FAX：028-635-4922

E-mail：[u0710@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u0710@city.utsunomiya.tochigi.jp)